

千葉市長 熊谷俊人 様

千葉市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 稲 垣 総 一 郎

個人情報に関する重要事項について（答申）

平成 2 6 年 7 月 3 0 日 付 け 2 6 千 総 業 第 2 8 0 号 による 諮 問 につ いて、下 記 の と お り 答 申 し ます。

記

1 諮問事項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号法」という。）第 2 7 条第 1 項に基づく特定個人情報保護評価について

- (1) (旧) 住民記録オンラインシステム（住民基本台帳に関する事務）
- (2) 税務システム（個人市民税に関する事務、固定資産税・都市計画税に関する事務）

2 諮問に対する意見

番号法、特定個人情報保護評価に関する規則、特定個人情報保護評価指針、千葉市個人情報保護条例等の規定に照らし、慎重に調査審議した結果、全項目評価書（案）の一部に関係機関への確認等が必要と思われる記載があるものの、現段階における評価としては妥当なものと認められる。

なお、再委託業務の従事者等については、番号法では罰則が適用されるものの、条例では適用されないため、条例改正を検討されたい。